

○飯塚市解放子ども会推進員設置要綱

平成23年4月1日

飯塚市告示第112号

改正 H29-182

(設置)

第1条 少年期における人権啓発を推進し、少年の健全な育成を目的として行う解放子ども会事業において、解放子ども会(以下「子ども会」という。)の組織や活動の充実を図るため、飯塚市解放子ども会推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(職務)

第2条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 人権学習活動等人権啓発の指導に関すること。
- (2) 体験活動等スポーツ、文化活動、交流集会の指導に関すること。
- (3) 学力の補充に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども会の運営に関し必要な事項

(関係機関等の協力)

第3条 推進員は、前条に掲げる職務を行うため、関係機関と情報、意見等の交換を行い、常に綿密な連携を図るものとする。

(依頼)

第4条 推進員は、各子ども会に1名以上を置くこととし、市長が依頼する。

- 2 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合における後任の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進員は、その任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を代行する。

(謝礼)

第5条 推進員として依頼された者に対しては、予算の範囲内で謝礼金を支給する。

(報告)

第6条 市長は、子ども会の人権学習活動等について、必要があるときは、推進員から報告を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、人権・同和政策課において処理する。

(H29-182一改)

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月9日 告示第182号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。